

第 8 9 号議案

足立区墓地の設置に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区墓地の設置に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 4 8 号。以下「法」という。）及び墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（昭和 5 9 年東京都条例第 1 2 5 号。以下「都条例」という。）に定めるもののほか、経営主体その他必要な事項を定めることにより、墓地の運営及び管理の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法及び都条例で使用する用語の例による。

2 前項の規定にかかわらず、この条例で「墓地」とは、法第 2 条第 5 項に規定する墓地で、規則で定めるものをいう。

(経営主体)

第 3 条 墓地を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別な理由がある場合であって、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人法（昭和 2 6 年法律第 1 2 6 号）第 4 条第 2 項に規定する法人で、同法第 5 条第 1 項に規定する主たる事務所又は同法第 5 2 条第 3 項若しくは第 5 3 条第 1 項に規定する従たる事務所を足立区内に有するもの

(3) 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により墓地等の経営を目的に設立された法人で、同法第45条に規定する主たる事務所又はその他の事務所を足立区内に有するもの

(経営者の講ずべき措置)

第4条 墓地の経営者は、墓地の運営及び管理を適正に行うため、常時管理者を配置しなければならない。ただし、区長が支障がないと認めるときは、この限りでない。

(標識設置前の協議)

第5条 墓地を經營しようとする者は、都条例第16条第1項に規定する標識の設置届を提出する前に、当該墓地の建設計画について区長と協議しなければならない。

2 墓地を經營しようとする者は、前項の協議にあたっては、規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、第1項の協議において、必要な指導及び助言を行うことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(提案理由)

墓地の運営及び管理の適正化を図るため、経営主体その他必要な事項を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。